

～不妊治療(人工授精)費助成事業を申請されるみなさまへ～

(医療保険適用の人工授精費が対象です)

令和8年度



- ◆対象… 夫又は妻が下関市内に住所を有するご夫婦
- ◆助成額… 治療にかかった費用(保険診療分のみ)の自己負担額全額
- ◆助成期間… 一夫婦あたり通算5年。ただし、3年目以降は、医師が必要と判断し、治療をした方です。
- ◆申請方法… 夫婦の前年度の合計所得により、申請時に必要な書類、申請手順等が異なります。
自身の該当する申請方法を確認ください。

●夫婦の合計所得が730万円以上の方

下関市不妊治療(人工授精)費助成事業の申請をしてください。

◆申請期限: 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

詳細は
提出確認シート①

●夫婦の合計所得が730万円未満の方

①山口県不妊治療(人工授精)費助成事業の申請をしてください。

◆申請期限 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間で、
人工授精を2回以上実施した場合は、②の手続きが必要です。

自己負担額の合計が9,000円を超える部分は、
下関市不妊治療(人工授精)費助成事業で助成します。

詳細は
提出確認シート②-1

②山口県不妊治療(人工授精)費助成事業の助成決定後、
承認決定通知書が届きます。承認決定通知書等を添付のうえ、
下関市不妊治療(人工授精)費助成事業の申請をしてください。

詳細は
提出確認シート②-2

◆申請期限

山口県不妊治療(人工授精)費助成事業承認決定通知書の通知日から2か月以内

(例)承認決定通知書の日付が3月31日 ⇒ 申請期限 5月31日

(例)人工授精を4回実施し、治療にかかった費用が21,840円の場合

① 9,000円【山口県不妊治療(人工授精)費助成金額】

② 12,840円(21,840円-9,000円)【下関市不妊治療(人工授精)費助成金額】

◆申請受付窓口… ご不明な点は、★下関市保健部健康推進課母子保健係へお問い合わせください。

下関市保健部健康推進課

母子保健係★

新下関保健センター

山陽保健センター

彦島保健センター

菊川保健センター

豊田保健センター

豊浦保健センター

豊北保健センター

(南部町1番1号 下関市役所本庁管内3階

(秋根南町2丁目4番33号 勝山公民館内1階

(長府松小田本町4番15号 長府東公民館内1階

(彦島江の浦町1丁目3番9号

(菊川町大字下岡枝1480番地1 菊川総合支所内1階

(豊田町大字殿敷1918番地1 豊田総合支所内2階

(豊浦町大字川棚6166番地2

(豊北町大字滝部3140番地1

TEL083-231-1447)

TEL083-263-6222)

TEL083-246-3885)

TEL083-266-0111)

TEL083-287-2171)

TEL083-766-2041)

TEL083-772-4022)

TEL083-782-1962)

《申請書 記入例》

様式第1号

人工授精

空欄のままお持ちください。

〇〇〇〇年 〇月 〇〇日

下関市長

様

申請者
氏名(夫) 下関 太郎
氏名(妻) 下関 花子

夫婦の氏名を各自、
記名してください。

関係書類を添えて下記のとおり人工授精費用の助成を申請します。

記

区分	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日
夫	(しものせき たろう 下関 太郎)	〇〇〇〇年 〇月 〇〇日(〇〇歳)
妻	(しものせき はなこ 下関 花子)	〇〇〇〇年 〇月 〇〇日(〇〇歳)
住所(※1)	〒 750-0000 下関市〇〇町〇丁目〇番〇〇号 電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
住所(※2)	〒 夫と妻の住所が異なる場合は、それぞれの住所を記載してください。 電話 ()	
申請金額	金 円	空欄のままお持ちください。
過去に下関市及び山口県から人工授精費用の助成を受けたことがありますか。 ☐ 人工授精費用の助成を受けたことはない ☒ 人工授精費用の助成を受けたことがある		今回の治療結果は いかがでしたか。 ☐ 妊娠成立 ☐ 妊娠不成立 ☒ 不明
助成時期		R4年 3月 R5年 3月 R7年 3月
助成金額		5460 円 9000 円 9000 円 円 円
振込先	金融機関名	〇〇 銀行 〇〇 本店 金庫 〇〇 支店(支所) 農協 出張所
	預金の種類	普通 (フリガナ) シモノセキ ハナコ 当座 口座名義人 下関 花子
	口座番号	1 2 3 4 5 6 7 左詰記入

《所得額の確認》

		夫	妻
A	市県民税所得課税証明書の合計所得金額		
B	(※所得のある方のみ)控除額	80,000	80,000
C	雑損控除額		
D	医療費控除額		
E	小規模企業共済等掛金控除額		
F	障害者控除額(普通)(該当者×270,000円)		
G	障害者控除額(特別)(該当者×400,000円)		
H	勤労学生控除額(該当すれば270,000円)		
I	B+C+D+E+F+G+H		
J	所得額(A-I)		

- ・市町村が発行する所得証明書により、所得合計額を確認→A
- ・控除額を確認→C～H

+

下関市不妊治療(人工授精)費助成事業 《提出確認シート①》

	書類名など	チェック	備考欄			
(1)	申請期限	☐	申請受付期限内ですか？ ※申請期限が過ぎたものは受け付けることができません。 ・令和8年度の申請受付期限は令和9年3月31日(水)です。 ただし、医療機関の証明書等一部の書類が揃わないため申請が期日までに間に合わない場合は、令和9年3月31日(水) までに下関市保健部健康推進課母子保健係(083)231-1447までご連絡ください。			
(2)	下関市不妊治療(人工授精)費助成事業申請書	☐	申請者氏名は、夫婦の氏名が各自、記名されていますか？			
		☐	助成歴は、記入されていますか？ 助成歴が不明な場合は、窓口で確認いたします。			
		☐	申請金額は空欄にしてください。申請金額は、受付時に確認し、記入していただきます。			
		☐	振込先はもれなく記載されていますか ・窓口にて振込先の確認をいたします。預金通帳もしくは、振込先が記載されたページの写し、デジタル通帳の場合は口座番号が確認できる画面などをご持参ください。			
(3)	下関市不妊治療(人工授精)費助成事業受診等証明書	☐	治療日・領収額は記載されていますか？ ・記載されていない場合は、申請を受け付けることができません。 治療を受けられた医療機関へ、お問い合わせください。 ・夫婦の合計所得金額が不明の場合は、山口県様式に記入してもらってください。			
		☐	今回の治療日は、令和8年4月1日～令和9年3月31日の間ですか？			
(4)	領収書	☐	提出する領収書は、原本ですか？ ・(3)に記載された治療日に該当する領収書は、全て提出してください。 ・「未納」と記載されている領収書がある場合も必要です。			
(5)	住民票	☐	続柄が記載された世帯票ですか？(個人番号【マイナンバー】の記載のないもの。)			
		☐	発行日は、申請日から 1か月以内 のものでしょうか？			
(6)	戸籍謄本(全部事項証明) ※該当者のみ	☐	戸籍謄本(全部事項証明)ですか？(戸籍抄本(個人事項証明)ではありません。)			
		☐	発行日は、申請日から原則1か月以内のものでしょうか？ ・住民票で夫婦であることを確認できない場合は必要となります。(下記に該当の場合等) 例①:夫婦の住所が別である 例②:2世帯以上が同一世帯となっている ・戸籍謄本(全部事項証明)は、本籍地以外の市区町村でも発行できます。			
(7)	市県民税所得課税証明書	☐	夫・妻それぞれの書類がありますか？			
		☐	申請日に対応した書類の年度ですか？			
		<table border="1"> <tr> <td>申請時期</td> <td>令和8年4月～ 令和8年5月</td> <td>令和8年6月～ 令和9年3月</td> </tr> <tr> <td>該当書類</td> <td>令和7年度 市県民税所得課税証明書</td> <td>令和8年度 市県民税所得課税証明書</td> </tr> </table>	申請時期	令和8年4月～ 令和8年5月	令和8年6月～ 令和9年3月	該当書類
申請時期	令和8年4月～ 令和8年5月	令和8年6月～ 令和9年3月				
該当書類	令和7年度 市県民税所得課税証明書	令和8年度 市県民税所得課税証明書				
☐	(給与等による前年度の収入がない場合)所得が「0」である申告をしていますか？ ・前年度の所得がない方は先に、市民税課、各総合支所市民生活課、各支所で、所得が「0」である申告をしてください。申告後に、「0」の所得課税証明書が発行できます。 ・他市区町村から転入された方は、1月1日時点の住所地の市区町村で発行されます。					

◆(5)～(7)は、市民サービス課(市役所西棟1階)、市民税課(市役所西棟2階)、各総合支所市民生活課、各支所等で発行。

マイナンバーカードを利用してコンビニ等でも取得可能です。

◆振込について

申請後、下関市で内容を審査し、承認(不承認)の通知をいたします。

通帳へは、「シモノセキケンコウスイシンカ」と印字されます。

※注意※

①医療費控除の申請をされる前に、不妊治療(人工授精)費助成事業の申請をしてください。

医療費控除の申請後に不妊治療(人工授精)費の助成申請をされた場合は、必ず税務署にご相談願います。

②高額療養費制度等適用後の金額の助成となります。

③記入は、黒か青のボールペンで記入してください(フリクションペンでの記入は受け付けることができません。)

山口県不妊治療(人工授精)費助成事業 《提出確認シート②-1》

	書類名など	チェック	備考欄						
(1)	申請期限	☐	申請受付期限内ですか？ ※申請期限が過ぎたものは受け付けることができません。 ・令和8年度の申請受付期限は <u>令和9年3月31日(水)</u> です。 ただし、医療機関の証明書等一部の書類が揃わないため申請が期日までに間に合わない場合は、令和9年3月31日(水) までに下関市保健部健康推進課母子保健係(083)231-1447までご連絡ください。						
(2)	山口県不妊治療(人工授精)費助成事業申請書	☐	申請者氏名は、夫婦の氏名が各自、記名されていますか？						
		☐	助成歴は、記入されていますか？ 助成歴が不明な場合は、窓口で確認いたします。						
		☐	申請金額は空欄にしてください。申請金額は、受付時に確認し、記入していただきます。						
		☐	振込先はもれなく記載されていますか ・窓口にて振込先の確認をいたしますので、預金通帳もしくは、振込先が記載されたページの写し、デジタル通帳の場合は口座番号が確認できる画面などをご持参ください。						
(3)	山口県不妊治療(人工授精)費助成事業受診等証明書	☐	治療日・領収額は記載されていますか？ ・記載されていない場合は、申請を受け付けることができません。 治療を受けられた医療機関へ、お問い合わせください。						
		☐	今回の治療日は、令和8年4月1日～令和9年3月31日の間ですか？						
(4)	領収書	☐	提出する領収書は、原本ですか？ ・(3)に記載された治療日に該当する領収書は、全て提出してください。 ・「未納」と記載されている領収書がある場合も必要です。						
(5)	住民票	☐	続柄が記載された世帯票ですか？(個人番号【マイナンバー】の記載のないもの。)						
		☐	発行日は、申請日から1か月以内のものですか？						
(6)	戸籍謄本(全部事項証明) ※該当者のみ	☐	戸籍謄本(全部事項証明)ですか？(戸籍抄本(個人事項証明)ではありません。)						
		☐	発行日は、申請日から原則1か月以内のものですか？ ・住民票で夫婦であることを確認できない場合は必要となります。(下記に該当の場合) 例①:夫婦の住所が別である 例②:2世帯以上が同一世帯となっている ・戸籍謄本(全部事項証明)は、本籍地以外の市区町村でも発行できます。						
(7)	市県民税所得課税証明書	☐	夫・妻それぞれの書類がありますか？						
		☐	申請日に対応した書類の年度ですか？ <table border="1" style="margin: 5px auto; width: 80%;"> <tr> <td>申請時期</td> <td>令和8年4月～ 令和8年5月</td> <td>令和8年6月～ 令和9年3月</td> </tr> <tr> <td>該当書類</td> <td>令和7年度 市県民税所得課税証明書</td> <td>令和8年度 市県民税所得課税証明書</td> </tr> </table>	申請時期	令和8年4月～ 令和8年5月	令和8年6月～ 令和9年3月	該当書類	令和7年度 市県民税所得課税証明書	令和8年度 市県民税所得課税証明書
		申請時期	令和8年4月～ 令和8年5月	令和8年6月～ 令和9年3月					
該当書類	令和7年度 市県民税所得課税証明書	令和8年度 市県民税所得課税証明書							
☐	(給与等による前年度の収入がない場合)所得が「0」である申告をしていますか？ ・前年度の所得がない方は先に、市民税課、各総合支所市民生活課、各支所で、所得が「0」である申告をしてください。申告後に、「0」の所得課税証明書が発行できます。 ・他市区町村から転入された方は、1月1日時点の住所地の市区町村で発行されます。								

◆(5)～(7)は、市民サービス課(市役所西棟1階)、市民税課(市役所西棟2階)、各総合支所市民生活課、各支所等で発行。
マイナンバーカードを利用してコンビニ等でも取得可能です。

令和9年3月に治療を受けた方で、年度内の申請が困難な場合は、令和9年4月15日まで申請することができます。

(既に限度額まで助成を受けられた方は対象外です。)

年度内の申請が困難な場合は、下関市健康推進課 母子保健係(☎083-231-1447)までご連絡ください。

※治療を受けた日別の提出期限例

期限を過ぎて申請書等を提出された場合、
受け付けることができません。

治療を受けた日	申請書等の提出期限
令和8年4月1日～令和9年2月末日	令和9年3月31日
令和9年3月1日～31日	令和9年4月15日

※注意※

①医療費控除の申請をされる前に、不妊治療(人工授精)費助成事業の申請をしてください。

医療費控除の申請後に不妊治療(人工授精)費の助成申請をされた場合は、必ず税務署にご相談願います。

②高額療養費制度等適用後の金額の助成となります。

③記入は、黒か青のボールペンで記入してください(フリクションペンでの記入は受け付けることができません。)

下関市不妊治療(人工授精)費助成事業 《提出確認シート②-2》

	書類名など	チェック	備考欄
(1)	申請	☐	治療にかかった費用のうち9,000円までは、山口県不妊治療(人工授精)費助成事業の申請をしていますか？ ・未申請の場合は、先に山口県不妊治療(人工授精)費助成事業の申請をしてください。 9,000円を超える部分について、下関市が助成します。
(2)	申請期限	☐	申請受付期限内ですか？ ※申請期限が過ぎたものは受け付けることができません。 ・申請受付期限は、 山口県の不妊治療(人工授精)費助成事業承認決定通知書の通知日から2か月以内 です。 例:承認決定通知日の日付:令和9年3月31日→申請受付期限:令和9年5月31日
(3)	下関市不妊治療(人工授精)費助成事業申請書	☐	申請者氏名は、夫婦の氏名が各自、記名されていますか？
		☐	助成歴は、記入されていますか？ ・助成歴が不明な場合は、窓口で確認します。
		☐	申請金額は空欄にしてください。 ・申請金額は、受付時に確認し、記入していただきます。
		☐	振込先はもれなく記載されていますか ・窓口にて振込先の確認をいたしますので、預金通帳もしくは、振込先が記載されたページの写し、デジタル通帳の場合は口座番号が確認できる画面などをご持参ください。
(4)	山口県不妊治療(人工授精)費助成事業受診等証明書の写し	☐	山口県不妊治療(人工授精)費助成事業の申請で提出したものと相違はないですか？ ・山口県不妊治療(人工授精)費助成事業を申請する際に、写しをとって保管しておいてください。
		☐	今回の治療日は、令和8年4月1日～令和9年3月31日の間ですか？
(5)	領収書	☐	提出する領収書は原本ですか？ ・(4)に記載された治療日に該当する領収書は、全て提出してください。 ・「未納」と記載されている領収書がある場合も必要です。
(6)	山口県不妊治療(人工授精)費助成事業承認決定通知書の写し	☐	承認決定通知書の日付は、申請日から2か月以内ですか？ ・窓口にてコピーをとらせてもらいます。原本は、申請時に返却いたします。

◆申請期限について

申請期限が短いため、ご注意ください。申請期限を過ぎたものは受け付けることができません。

◆振込について

申請後、下関市で内容を審査し、承認(不承認)の通知をいたします。
通帳へは、「シモノセキケンコウスイシンカ」と印字されます。

※注意※

①山口県不妊治療(人工授精)費助成事業の助成後の金額の申請になります。

②記入は、黒か青のボールペンで記入してください(フリクションペンでの記入は受け付けることができません。)

◆申請に必要な書類一覧及び申請期限

○:全員提出が必要 △:該当者のみ提出

申請に関する詳細については、自身が該当する申請方法の《提出確認シート》をご確認ください。

必要書類		対象者	① 夫婦の合計所得が 730万円以上の方	夫婦の合計所得が730万円未満の方	
				②－(1) 治療にかかった費用の 9,000円まで	②－(2) 治療にかかった費用の 9,000円を超える部分
申請書			下関市不妊治療(人工授精) 費助成事業申請書	山口県不妊治療(人工授精) 費助成事業申請書	下関市不妊治療(人工授精)費 助成事業申請書
受診等証明書※1			下関市不妊治療(人工授精) 費助成事業受診等証明書	山口県不妊治療(人工授精) 費助成事業受診等証明書	山口県へ提出した 山口県不妊治療(人工授精)費 助成事業受診等証明書の写し
添付 資料	領収書		○	○	○
	住民票 ※2 (続柄を記載した世帯票) (個人番号の記載のないもの)		○	○	－
	戸籍謄本 ※3		△	△	－
	市県民税所得課税証明書 (夫及び妻それぞれ必要) ※4		○	○	－
	山口県不妊治療 (人工授精)費助成事業 承認決定通知書の写し		－	－	○
受付期間			令和8年4月1日～令和9年3月31日		山口県不妊治療(人工授精)費 助成事業承認決定通知書の 日付から2か月以内 ※承認決定通知書の日付:3/31 →下関市申請期限:5/31

※1 夫婦の合計所得額が不明の場合、「山口県不妊治療(人工授精)費助成事業受診等証明書」に記入すること

※2 申請から1か月以内に発行したものに限る

※3 住民票で夫婦であることが確認出来ない場合のみ必要

原則1か月以内に発行したものに限る

本籍地以外の市区町村でも発行可能

※4 給与等による前年度の所得がない方は、所得が「0」である申告をしてから取得すること

1月1日時点の住所地の市区町村でのみ発行